

平成 30 年 4 月 13 日

各 位

管理会社名 日興アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 柴田拓美
問合せ先 E T F 開発部 今井幸英
(TEL. 03-6447-6581)

投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

当社は、別紙に記載の対象 E T F における各投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容およびその理由

対象 E T F について、つみたて N I S A の対象商品に係る登録要件に適合させて受益者の利便性向上を図るため、貸付有価証券関連報酬を収受する規定を削除するべく、各投資信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

※対象 E T F および各約款変更の新旧対照表につきましては、別紙をご参照ください。

2. 日程

内閣総理大臣への届出日 : 平成 30 年 4 月 20 日
約款変更実施日 : 平成 30 年 4 月 21 日

3. 変更に関する異議を述べる事が出来る期間及びその方法

今回の約款変更は当該投資信託の商品としての基本的な性格には何ら影響を与えるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、書面決議等の対応は行ないません。

別紙 1. 該当する E T F 銘柄一覧

別紙 2. 各投資信託約款の新旧対照表

以 上

該当する E T F 銘柄一覧

銘柄 コード	ファンド名
1547	上場インデックスファンド米国株式 (S&P500)
1554	上場インデックスファンド世界株式 (MSCI ACWI) 除く日本
1680	上場インデックスファンド海外先進国株式 (MSCI-KOKUSAI)
1681	上場インデックスファンド海外新興国株式 (MSCIエマージング)

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(その他報酬の額) 第35条の2 (削 除)</p>	<p>(その他報酬の額) 第35条の2 <u>①委託者および受託者は、以下により計算された額の報酬を受けることができます。</u> 1. <u>第22条に規定する上場投資信託証券の貸付の指図を行なった場合は、その品貸料(貸付上場投資信託証券の利子または配当金等相当額を含まないもの)とします。ただし、上場投資信託証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(ただし、この額が負の場合は、零とします。)とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額</u> <u>②前項の報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</u> <u>③第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額を、報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。</u></p>
<p>(収益分配) 第36条 ①信託財産から生ずる配当等収益(分配金、利子、貸付上場投資信託証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、第35条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、第35条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。 ② (略)</p>	<p>(収益分配) 第36条 ①信託財産から生ずる配当等収益(分配金、利子、貸付上場投資信託証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、第35条および<u>第35条の2</u>に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、第35条および<u>第35条の2</u>に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。 ② (同 左)</p>

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(その他報酬の額) 第35条の2 (削 除)</p>	<p>(その他報酬の額) 第35条の2 <u>①委託者および受託者は、以下により計算された額の報酬を受けることができます。</u> <u>1. 第22条に規定する上場投資信託証券の貸付の指図を行なった場合は、その品貸料(貸付上場投資信託証券の利子または配当金等相当額を含まないもの)とします。ただし、上場投資信託証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(ただし、この額が負の場合は、零とします。)とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額</u> <u>②前項の報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</u> <u>③第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額を、報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。</u></p>
<p>(収益分配) 第36条 ①信託財産から生ずる配当等収益(分配金、利子、貸付上場投資信託証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、第35条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、第35条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。 ② (略)</p>	<p>(収益分配) 第36条 ①信託財産から生ずる配当等収益(分配金、利子、貸付上場投資信託証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、<u>第35条および第35条の2</u>に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、<u>第35条および第35条の2</u>に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。 ② (同 左)</p>

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(その他報酬の額) 第35条の2 (削 除)</p>	<p>(その他報酬の額) 第35条の2 ①委託者および受託者は、以下により計算された額の報酬を受けることができます。 <u>1. 第22条に規定する上場投資信託証券の貸付の指図を行なった場合は、その品貸料（貸付上場投資信託証券の利子または配当金等相当額を含まないもの）とします。ただし、上場投資信託証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とします。）に100分の50以内の率を乗じて得た額</u> <u>②前項の報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</u> <u>③第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額を、報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。</u></p>
<p>(収益分配) 第36条 ①信託財産から生ずる配当等収益（分配金、利子、貸付上場投資信託証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、第35条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、第35条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。 ② (略)</p>	<p>(収益分配) 第36条 ①信託財産から生ずる配当等収益（分配金、利子、貸付上場投資信託証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、<u>第35条の2</u>に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、<u>第35条および第35条の2</u>に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。 ② (同 左)</p>

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(その他報酬の額) 第35条の2 (削 除)</p>	<p>(その他報酬の額) 第35条の2 ①委託者および受託者は、以下により計算された額の報酬を受けることができます。 <u>1. 第22条に規定する上場投資信託証券の貸付の指図を行なった場合は、その品貸料（貸付上場投資信託証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。ただし、上場投資信託証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とします。）に100分の50以内の率を乗じて得た額</u> <u>②前項の報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</u> <u>③第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額を、報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。</u></p>
<p>(収益分配) 第36条 ①信託財産から生ずる配当等収益（分配金、利子、貸付上場投資信託証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、第35条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、第35条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。 ② (略)</p>	<p>(収益分配) 第36条 ①信託財産から生ずる配当等収益（分配金、利子、貸付上場投資信託証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、第35条および第35条の2に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、第35条および第35条の2に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。 ② (同 左)</p>